



# 島根県報

令和元年8月23日(金)

第 3 2 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

島根県会計規則の一部を改正する規則 (審 査 指 導 課) 2

**【公 告】**

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 2

公共測量の終了 ( " ) 3

**【特定調達公告】**

DNA型鑑定用フラグメントアナライザーの賃貸借に係る一般競争入札の落札者 (警 察 本 部) 3  
等

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第28号）

#### 1 規則の概要

- (1) 県費負担教職員（臨時の職員に限る。）の給与に係る支出の命令をする権限を教育事務所の長に委任しないこととした。（第4条関係）
- (2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

令和元年9月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月23日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第28号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第159条・第160条」を「第159条—第161条」に改める。

第4条第2項第2号中「臨時又は」及び「給与及び」を削る。

第17条第1項第2号中「第18条第3項」を「次条第3項」に改める。

第72条第3項中「及び第2項ただし書」を「及び前項ただし書」に、「第2項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第86条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

別表第1を別表とする。

#### 附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年8月23日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、数値地形図データ修正、数値地形図データ作成、写真地図画像作成）

#### 2 作業期間

令和元年8月5日から令和3年3月19日まで

#### 3 作業地域

浜田市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和元年8月9日に終了した旨島根県雲南県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年 8 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和元年 5 月 28 日から同年 7 月 31 日まで
- 3 作業地域  
雲南市大東町

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年 8 月 23 日

島根県警察本部長 今 村 剛

- 1 件名及び数量  
DNA型鑑定用フラグメントアナライザーの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和元年 7 月 2 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
山陰総合リース株式会社 代表取締役社長 山本 陽一郎 島根県松江市白潟本町63番地
- 5 落札金額  
47,586,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和元年 6 月 14 日